

京都市告示第 6 2 1号

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 9 年 5 月 2 0 日付けで認可した灰屋町内会について変更の届出があったため、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 1 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 規約に定める目的

変更前	変更後
<p>地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。</p> <p>(1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。</p> <p>(2) 葬儀等の際の互助に関する事。</p> <p>(3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。</p> <p>(4) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。</p> <p>(5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。</p> <p>(6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。</p>	<p>地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。</p> <p>(1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。</p> <p>(2) 葬儀等の際の互助に関する事。</p> <p>(3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。</p> <p>(4) 地震、風水害発生時の防災に関する事。</p> <p>(5) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。</p> <p>(6) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。</p> <p>(7) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。</p>

2 区域

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字灰屋全域	京都市右京区京北灰屋町全域

### 3 主たる事務所

変更前	変更後
京都府北桑田郡京北町大字灰屋小字舌之本 1 2 番地の 2	京都市右京区京北灰屋町舌之本 1 2 番地の 2

### 4 代表者の氏名及び住所

	氏名	住所
平成 9 年 5 月 2 0 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで	井口 政雄	京都市右京区京北灰屋町滝ノ口 2 0 番地
平成 2 2 年 4 月 1 日から 平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで	上野 茂	京都市右京区京北灰屋町塩野 3 7 番地の 1
平成 2 6 年 4 月 1 日から 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで	酒井 清行	京都市右京区京北灰屋町塩野 1 6 番地の 1
平成 3 0 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで	宝光井 清志	京都市右京区京北灰屋町塩野 3 2 番地の 1
令和 4 年 4 月 1 日から	上野 茂	京都市右京区京北灰屋町塩野 3 7 番地の 1

(文化市民局地域自治推進室)